

議案第50号

当直料額及びその支給方法に関する条例中一部改正の件

当直料額及びその支給方法に関する条例を次のとおり一部改正しようとするもの  
あります。

令和元年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

当直料額及びその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

当直料額及びその支給方法に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

区分	公立芽室病院		その他
	医師	その他の職員	
宿・日直	30,000円	8,400円	6,300円
土曜日直	15,000円	4,200円	3,150円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公立芽室病院の産婦人科の廃止に伴い、関係条例の改正をしようとするものであ  
ります。

当直料額及びその支給方法に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				現 行				
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）				
区分	公立芽室病院		その他	区分	公立芽室病院			その他
	医師	その他の職員			医師	助産師	その他の職員	
宿・日直	30,000円	8,400円	6,300円	宿・日直	30,000円	10,500円	8,400円	6,300円
土曜日直	15,000円	4,200円	3,150円	土曜日直	15,000円	5,250円	4,200円	3,150円
<p><b>附 則</b>  <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>								